

第1節 学校教育の充実

1 就学前教育

■現状と課題

少子・核家族化の進行や地域コミュニティの弱体化などにより、子育てに不安をもつ保護者が増加するとともに、子ども同士の遊び、高齢者や地域の人々とのふれあい、自然体験などの機会が減少してきています。

本町には、皆野幼稚園・1園（平成23年9月1日現在の園児数113人）があり、3歳児からの就学前教育を行うとともに、保護者に対して家庭教育学級を開設しています。

幼児期は、人間の一生のうちで心身ともに最もめざましく発達し、人間形成の基礎を培う大事な時期であり、家庭や地域の幼児教育力の向上と、町の豊かな自然や歴史・文化・産業などにふれる就学前教育の推進が求められています。

■施策の基本

基礎的生活習慣を身につけ、心豊かなのびのびとした子どもの育成をめざして、家庭や地域との連携強化を図るとともに、保育園・幼稚園・小学校の連携、情報交換を密にし幼児教育を推進します。

■主要施策

(1)家庭や地域の幼児教育力の向上

幼児期は、各能力の基礎となる部分ができる成長過程において重要な時期であり、この時期の幼児教育環境の整備を図ります。

(2)就学前教育の推進

- ① 幼児期教育と小学校教育の円滑な接続のため、保育園や幼稚園、小学校、関係機関との連携を強化し就学前教育の充実を図ります。
- ② 教職員、保育士の資質及び専門性の向上を推進します。
- ③ 一人一人の個性に適した相談・指導及び就学支援を行います。

2 学校教育

■現状と課題

本町には、小学校が4校（平成23年9月1日現在の児童数541人）、中学校が1校（同時期の生徒数301人）設置されています。

「確かな学力」の定着とともに、道徳教育や人権教育、健康教育、情報教育、国

際理解教育、環境教育、福祉教育、伝統と文化についての教育などに積極的に取り組んでいます。

少子化による就学児童数の減少が進み、小規模校での複式学級の解消が課題となっています。

教育基本法や新学習指導要領を踏まえた「国際社会で活躍できる人間の育成」に向けて、知育・徳育・体育を充実させ、子どもたちの「生きる力」を育成することがより一層求められており、教育内容、教育環境の充実とともに、学校・家庭・地域の連携の強化が課題となっています。

■施策の基本

「確かな学力」の定着を図るとともに、地域特性を活かし「豊かな心」と「健やかな身体^{からだ}」を育み、一人一人を大切にされた教育の充実に努めます。

■主要施策

(1)教育内容の充実

- ① 「生きる力」の育成、知・徳・体のバランスがとれた児童生徒の育成に向けてわかる授業、学習意欲をかきたてる授業、主体的に考えさせる授業等、児童・生徒一人一人の個性を生かす教育に向けて、研修を充実させ、教職員の資質と指導力の向上を図ります。
- ② 国際社会で活躍していくための資質を身につけさせるために、時代の進展に対応する学習内容・方法や教材について研究を深めます。

(2)教育環境の充実

- ① 就学児童数の減少に対する望ましい学校の統合再編に取り組み、複式学級の解消に努めます。
- ② 学校施設の計画的な改修・設備の更新など教育環境の充実を図ります。
- ③ 総合学習の推進により、障害のある児童・生徒を積極的に受け入れるとともに、学校施設のバリアフリー化を推進します。
- ④ さわやか相談員の配置など相談体制の充実、いじめや不登校などの悩みや不安をもつ児童・生徒・保護者への指導援助、教育相談窓口の充実を図ります。

(3)学校・家庭・地域との連携

- ① 学校・家庭・地域が連携し、児童・生徒の健全な育成を図るとともに、地域の声を学校教育に反映します。
- ② 保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校の連携や高齢者との交流を図り、人との交流を通じて子どもたちの心の育成を推進します。

3 学校人権教育

■現状と課題

教育基本法に明示された教育の目的・目標を踏まえ、学校教育では子どもたちに「公共心」や「自他を尊重する心」の育成が求められています。

児童・生徒の発達段階に応じて、同和問題をはじめとする人権問題解決と人権尊重への意識を高め、差別や偏見をもたない社会の形成者となるよう児童・生徒を育成する必要があります。

■施策の基本

差別のない社会を実現するため、児童・生徒の発達段階に応じて、人権尊重の精神や人権感覚を培う教育、いじめや差別、暴力などを許さない教育を推進します。

■主要施策

(1)教育活動の充実

小・中学校の教育活動を通して、児童・生徒の発達段階に応じた人権教育を推進し、差別・偏見をもたない児童・生徒の育成に努めます。

(2)教職員の人権尊重教育研修の充実

教職員の資質・指導力を高めるため、校内研修の充実を支援し、同和問題をはじめとする研修会を企画・実施し、人権尊重教育指導体制の充実に努めます。

4 学校給食・学校保健

■現状と課題

本町の学校給食は、学校給食センターで1日約1,100食を調理し、各学校・幼稚園へ配送しています。食品の品質管理、衛生管理に重点を置きながら、郷土料理や皆野産の郷土野菜の活用など、美味しく栄養バランスのとれた給食の提供に努めています。

昭和55年に建設された学校給食センターは、施設の老朽化が進むとともに、衛生管理の面からも、現行のウエットシステムからドライシステム^{*}への施設の転換が求められています。

学校保健では、成長過程にある児童・生徒の心身の健康づくりに向けて、学校保健法に基づく各種健診や保健指導における疾病の早期発見・早期治療体制の確立が求められています。

■施策の基本

学校給食センターでは、安全・安心な給食を提供するとともに、施設・設備の充実を図ります。

また、学校保健担当の強化を図り、児童生徒の健康づくりの推進に努めます。

■主要施策

(1)学校給食の充実

- ① 学校給食運営の効率化と衛生管理の改善を図るため、学校給食センターの施設整備を図ります。
- ② 発育に必要なミネラルなどの栄養バランスや地域の食文化を取り入れ、皆野産の食材を活かしたメニューの開発を進めるとともに、給食を通じた食事習慣の指導、健康づくりの推進に努めます。

(2)学校保健の充実

学校保健委員会や養護教諭の指導体制を強化し、保健指導・保健管理の充実を図るとともに、体力向上推進委員や健康福祉課と連携し、児童・生徒の疾病予防、健康づくりを推進します。

※ ドライシステム

床が水浸しになっている方式（ウエットシステム）ではなく、床に水を流さずに乾いた状態で調理や洗浄作業を行う方式のこと。

第2節 生涯学習の推進

1 社会教育

■現状と課題

本町では、文化会館や公民館（皆野総合センター）、各地区の集会所を拠点として、住民一人一人が生涯を通じて新しい知識や技術を身につけ、生きがいをもって充実した生活が送れるよう、住民各層を対象にした講座・教室を開催しています。また、自主グループによる様々な活動も活発に行われています。

一方で、施設や設備の老朽化や活動に必要な備品の不足などが課題となっています。

住民のニーズに対応した様々な知識や技術が習得できるよう、多様な学習プログラムの提供が求められています。

■施策の基本

少子高齢化、高度情報化、国際化などの急速な社会変化のなかで、住民が豊かで充実した生活が送れるよう、住民の意向や時代のニーズに応じた多様な学習機会と場の提供に努めます。

■主要施策

(1)生涯学習推進体制の整備

- ① 多様化、高度化する住民の学習ニーズに応えられるよう、生涯学習推進委員会の活性化を図り、関連各機関、社会教育団体、学校、地域、企業などの連携を深め、生涯学習推進体制を整備します。
- ② 町内外の学習情報、団体・サークル情報、施設情報などを自由に検索できるよう、インターネットなどでの生涯学習情報の提供体制の整備や、埼玉県生涯学習ステーションの利用促進を図ります。

(2)社会教育の充実

- ① 幼少年、青年、成人、高齢者など、生涯各時期に応じた学級・講座の開設と学習相談活動の充実を図り、講座・教室などの受講修了者による自主グループづくりを促進するとともに、活動を支援します。
- ② 子どもが自然体験やものづくりなどの様々な体験ができる場や機会の充実を図るため、交流イベントや地域クラブ活動など、地域での青少年活動を促進します。
- ③ 生涯学習人材バンクへの登録促進による指導者の確保により、要望に応じた派遣体制の整備を図ります。

(3)生涯学習施設の整備・充実

- ① 生涯学習の拠点となる公民館（皆野総合センター）の整備を促進するとともに、各地区集会所の整備・充実を図ります。
- ② 学校施設（パソコン教室、校庭、体育館、プールなど）を青少年活動や地域の生涯学習施設として地域に開放し、利用促進を図ります。
- ③ 住民が身近な場所で図書サービスを受けられるよう、県立図書館と連携するとともに、皆野総合センター図書室の充実を促進します。

(4)まちづくり活動との連携

- ① 町の自然や秩父音頭、出牛人形浄瑠璃、遺跡などの歴史、文化など町の地域資源を生かした生涯学習活動を促進し、まちづくりを担う人材や組織の育成を図ります。
- ② 趣味の講座・教室だけでなく、関係各課が連携し、まちづくりに関わる講座・教室・イベントなどの学習機会の提供を図り、テーマ別のまちづくり活動の活性化を促進します。
- ③ 生涯学習の講座・サークルとまちづくりグループや子ども会、女性グループ、長生クラブ、PTAなどの社会教育団体との相互交流により、学習の成果をボランティア活動や地域活動へ反映できるよう、住民の生涯活動の活発化を図ります。

2 青少年健全育成

■現状と課題

子どもに対する家族や地域社会の教育機能が低下し、若者の地域離れや連帯感の希薄化が進むなかで、青少年の自主性を伸ばし、社会性を育てるために子ども会の育成、青少年教室の開設、青少年団体活動の推奨と指導援助、野外教育活動の推進、ドイツビュアシュタット市体操祭への参加など、青少年活動を推進しています。

青少年が地域社会の一員として、イベントや祭り、グループ活動やボランティア活動などに積極的に参画し、いきいきとした生活を送れるよう、町全体で青少年活動の活発化を支援するとともに、時代変化に即した健全育成・非行防止活動を推進する必要があります。

■施策の基本

地域への関心と誇りをもち、互いに交流しながらまちづくり活動などに積極的に参加し、主体的に行動できる青少年の育成に向けて、青少年活動への支援を図ります。

■主要施策

(1)青少年の活動促進

- ① 子ども会活動、スポーツ大会、生涯学習講座、自然体験や生活体験、ボランティア活動、世代間交流、地域間交流など青少年が様々な分野の体験ができる場や機会の提供を図ります。
- ② 青少年団体のリーダーの育成に努め、地域でのクラブ・サークル・グループ活動を促進するとともに、子ども会活動などで中学生・高校生が指導的役割を果たせるよう、世代間の交流を促進します。
- ③ 青少年の活動や交流の拠点となる公民館やスポーツ・レクリエーション施設などの整備・活用を進めます。
- ④ まちづくり活動への参画やイベント、ボランティア活動、伝統芸能の継承活動などへの青少年の自主・自発的な参加を促進します。

(2)育成体制の充実

- ① 青少年の健全な育成を図るため、学校、青少年育成推進員、PTA、子ども会連絡協議会など関係機関・団体間との連携を強化し、家庭教育学級や地域でのあいさつ運動などの推進を図ります。
- ② 青少年育成推進員の充実により、青少年問題についての相談指導体制を整備し、必要に応じて家庭訪問による相談指導を行います。
- ③ PTA、警察などとの連携により有害図書・広告の排除、街頭指導など地域ぐるみの非行防止や社会環境浄化活動に取り組みます。

3 社会人権教育

■現状と課題

町民一人一人の人権意識の高揚を図り、地域社会全体が様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、人権問題啓発指導者養成講座などPTAや社会教育団体及び町民に対する研修会や講演会を開催しています。また、公民館講座においても人権問題に関する講座を開催しています。

こうした取り組みにより同和問題をはじめとする差別意識は徐々に解消が進み、改善がみられるようになりましたが、社会全体のなかには依然として差別意識が根強く存在していることも否めない事実です。

当町としては、同和問題を人権教育の重要な柱として位置づけるとともに、これまでの成果と課題を踏まえ、今後も同和問題をはじめとする様々な人権問題に対しての正しい理解と認識を深め、一人一人の基本的な人権を尊重できる人間の育成と差別のない明るい地域社会を創造するため、教育・啓発を一層推進する必要があります。

■施策の基本

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や国の定める「人権教育・啓発に関する基本計画」などにに基づき、同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害者、在日外国人、HIV感染者などあらゆる差別の解消のための人権教育・啓発活動を推進し、偏見や差別のない人権尊重のまちづくりのために、住民一人一人が自分の問題として取り組みます。

■主要施策

(1)人権問題解決の推進

- ① 人権教育推進協議会の強化を図り、研修会や講演会、各種学級・講座の開催、小・中学校への人権作文・標語の募集、広報の活用など啓発内容や方法の改善と工夫に努め、学校教育から社会教育まで同和問題をはじめ様々な人権問題についての一貫性のある啓発活動を推進します。
- ② 重点的に取り組むテーマを定めるなど、住民がわかりやすく、身近な問題としてとらえることができるよう、積極的な啓発活動を推進します。

(2)人権尊重社会の実現

- ① 同和問題の解決をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害者、在日外国人、HIV感染者などへの差別解消を図るため、家庭、地域、学校、職場などすべての場において、差別に対する科学的な見方や考え方ができ、相手の立場に立って考えることのできる感性豊かな人間性を育てる人権尊重のまちづくりを進めます。
- ② 児童虐待などの問題に対し、関係機関と民生委員・児童委員などと連携し、早期に問題家庭への支援と児童の保護を図ります。
- ③ 職場や地域でのセクシャルハラスメント*や家庭内暴力の防止に向けて、事業所や住民への啓発を行うとともに、関係機関と連携して相談体制の整備を図ります。

※ セクシャルハラスメント

職場や学校などで、相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言葉や行為のこと。

4 生涯スポーツ

■現状と課題

「町民 1 スポーツ」をめざし、皆野スポーツ公園や町民運動公園、ふれあいプール・ホット、柔剣道場、弓道場、わく・ワクセンターなどを活用し、町体育協会と

各種スポーツ団体などをはじめ、住民による健康づくりや仲間づくりが広がっています。

今後も、ニュースポーツの導入・普及を行い、多様なスポーツ・レクリエーションに親しめるよう「多種目・多年齢」の総合型地域スポーツクラブの設置・育成を行うとともに、スポーツ施設の整備・充実・指導員の育成が求められます。

■施策の基本

平成 17 年度に策定した「皆野町生涯スポーツ振興計画 Step-Up21」のめざす「町民一人一人が、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも気軽にスポーツに親しみ、健康で活力あふれる生涯スポーツ社会」を実現するため、生涯スポーツの振興と条件整備に努めます。

■主要施策

(1) 総合型地域スポーツクラブの設置・育成

町民のスポーツ・レクリエーションへの関心は高く、生涯スポーツ振興の観点から、地域住民の誰もが参加でき、生涯を通じて多様なスポーツ・レクリエーション活動が行えるような総合型地域スポーツクラブの設置・育成に努めます。

(2) スポーツイベントの充実

各種スポーツ教室や大会、各支部の体育大会などのスポーツイベントを通し、スポーツを始める動機付けやスポーツ活動の機会充実、いろいろな人との交流など、生涯スポーツ普及のみならず地域の活性化に努めます。

(3) 体力向上・健康づくりの推進

町民が健康でより活力ある生活を営むために、生活習慣病などを激減させる「町民 1 スポーツ」をめざした取り組みを推進します。

(4) 学校体育・少年スポーツの推進

- ① 学校体育では、積極的に運動に親しむ資質と主体的に体力の向上を図り、たくましい体と豊かな心をもった児童生徒の育成をめざし、余暇時間・自由時間スポーツ活動に十分に活用できる環境づくりに努めます。
- ② スポーツ少年団活動の意義や必要性を地域住民に啓発し、地域に根ざしたスポーツ少年団の充実に努めます。

(5) 生涯スポーツ推進体制の確立

町民のスポーツニーズに応え、町民の健康増進や生活の質を高め、地域社会の構築や心豊かな社会づくりに寄与するため、いつでも、どこでも、だれでもスポーツ活動に取り組むことができる環境整備を推進します。

(6) スポーツ・レクリエーション施設の整備充実

多様化する住民のスポーツニーズに対応したスポーツ・レクリエーション施設の整備を図るとともに、子どもや高齢者、障害者などの特性に配慮し、地域住民の視点に立ったスポーツ環境を整えるための体制を推進します。

第3節 文化・芸術活動の振興

1 文化基盤

■現状と課題

本町では、文化会館や皆野総合センター、地区集会所などの文化施設を拠点として、文化団体連合会など各種文化団体やグループが活動しています。

子どもから高齢者まですべての住民が、歴史や優れた文化・芸術にふれ、楽しみ、生活に活かす、豊かな地域文化のまちづくりが求められています。

■施策の基本

文化の香り高いまちをめざして、文化施設の整備・活用を図りながら、住民の文化・芸術活動を促進するとともに、優れた文化・芸術にふれる機会の充実を図ります。

■主要施策

(1)文化施設の整備・充実

- ① 埼玉県生涯学習ステーションの活用や周辺市町村との文化施設の相互利用、ネットワークの構築、指導者の育成や人材バンク登録制度の充実、文化活動ボランティアや文化団体・グループの育成を図ります。
- ② 文化活動の拠点として文化会館や皆野総合センターの充実・活用を図り、住民の自主的・創造的な文化・芸術活動や交流活動を促進します。

2 文化・芸術活動

■現状と課題

文化会館や皆野総合センターを会場として、文化講演会や文化芸術の鑑賞、教室や講座などを開催しています。また、住民の文化活動の成果である作品の展示や芸能の発表なども行っています。

また、本町出身で文化・芸術分野で活躍している方の活動内容や作品紹介など広く町民へ周知する取り組みを実施しています。

住民が身近な場所で、美術、音楽、演劇、舞踊などの文化・芸術を鑑賞し、自らも参加できる文化・芸術活動の場と機会の充実が望まれています。

■施策の基本

住民の文化・芸術活動の発表の場や機会の充実とともに、身近で質の高い文化・芸術を楽しむことができるよう芸術鑑賞機会の充実に努めます。

■主要施策

(1)芸術鑑賞機会の充実

住民が身近に優れた美術、音楽、演劇、舞踊などの芸術を楽しむことができるよう、国や県の芸術派遣事業などを積極的に受け入れるとともに、文化会館自主公演事業の拡充など鑑賞機会の充実に努めます。

(2)文化・芸術活動の促進

文化会館や皆野総合センターを会場に、みんなの皆野ふれあいまつり、生涯学習の学級や講座、各種イベントなどを開催するとともに、住民の自主的・創造的な文化・芸術活動への支援を図り、発表機会の充実や町内外の人々との文化交流を促進します。

3 文化財

■現状と課題

本町には現在、国指定文化財として名勝及び天然記念物「長瀬」と重要有形民俗文化財「秩父の山村生産具」「荒川水系の漁撈用具」の4件、埼玉県指定文化財として「国神の大イチョウ」「円墳大塚古墳」「出牛人形浄瑠璃人形道具」など8件、町指定文化財55件など、数多くの歴史・文化が保存されています。

また、縄文時代からの埋蔵文化財も多数出土しており、調査保存のための体制を整備する必要があります。

今後も、文化財保護意識の浸透により、文化財の継承と後世への伝承が求められています。

■施策の基本

文化財の保護・保存・活用を行うとともに、伝統芸能の伝承と後継者の育成を図ります。

■主要施策

(1)文化財・史跡・伝統文化の保存と活用

- ① 文化財の活用を図るためCD版「皆野町の歴史と文化財」を発行し、文化財の周知を図るとともに、案内板の充実などにより、観光客や住民のハイキングコースや歴史散歩の見学場所として活用を図ります。
- ② 文化財の所有者（管理者）との連携により、指定文化財の管理に対する援助に努めるとともに、未指定文化財の総合的調査により、町指定文化財の追加指定を行います。
- ③ 獅子舞、神楽、人形浄瑠璃などの伝統芸能の保存を図るため、必要な技術保

存と後継者の育成や発表の機会の拡充を図ります。また、民間に残る伝統行事の発掘や衰退しつつある行事の調査・記録を進めます。

- ④ 昭和 63 年刊行の「皆野町誌」に続く町誌編纂事務に備え、住民の協力のもとに資料の収集を進めます。